

「土壌汚染対策法施行規則による指導の実態調査」アンケート結果

1. 調査の目的

平成 22 年 4 月 1 日より土壌汚染対策法の一部を改正した法律が施行されます。これにより地方自治体の汚染診断に係わる負担の増えることが予想されます。そこで当 NPO としては積極的に協力していくために、「改正土壌汚染対策法の 3000m²と旧土対法の課長通知の意味」と題したシンポジウムを企画し、これまでの土対法の総括を行うこととなりました。そこで、都道府県・土壌汚染対策法政令市および東京都特別区における、土壌汚染対策法施行規則による指導の実態調査を行いました。

2. 調査計画

調査対象：都道府県および土壌汚染対策法政令市および東京都特別区(178 都道府県市区)

調査期間：平成 22 年 2 月 3 日～平成 22 年 2 月 15 日

調査方法：アンケート用紙を送付し、FAX で回答

3. 回収結果

	発送数	回答数	回収率
都道府県	47	26	55.3%
政令市	108	54	50.0%
特別区	23	4	17.4%
合計	178	84	47.2%

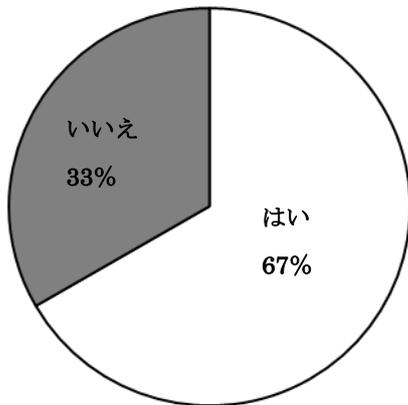
4. 調査結果の分析

Q1 平成 15 年 2 月に土対法が施行され、今年の 2 月で 7 年が経過いたしますが、平成 21 年 12 月末までに

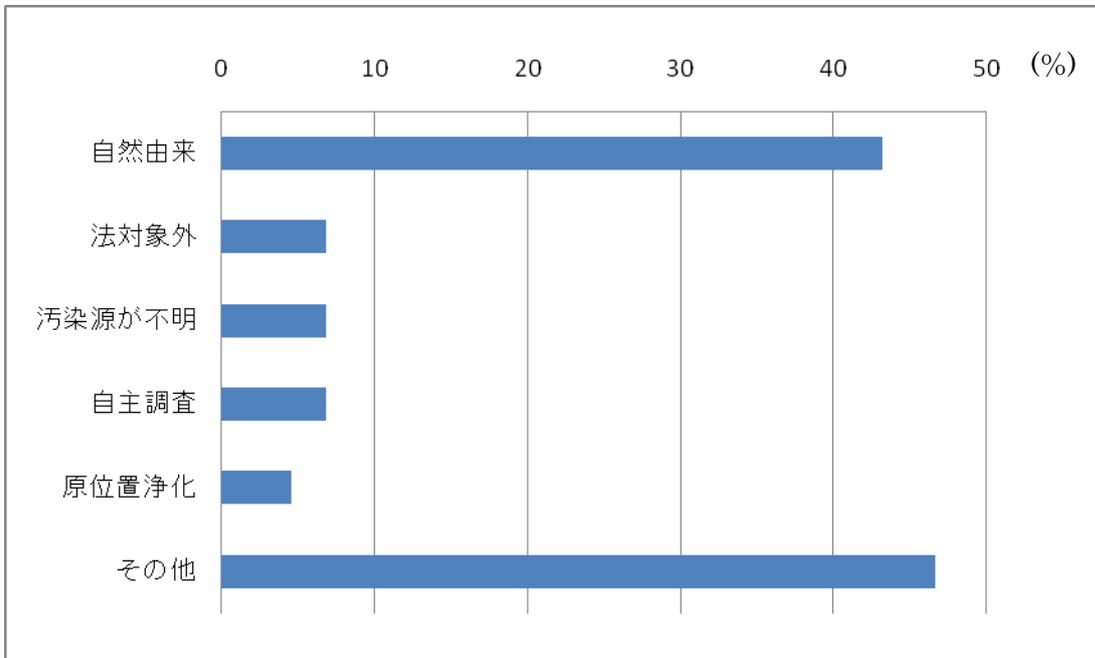
- ・土対法での施行件数はいくつありましたか？ A. 件
- ・また、条例での施行は何件ありましたか？ A. 件

この設問については「施行件数」の内容についての問い合わせが多数あり、調査をして報告を受けた件数を答えて頂いたが、問い合わせのない回答も多数あり、集計することが困難である。したがって今回のアンケートでは Q1 に関する集計は省かせて頂いた。

Q2 土壤汚染に関する相談や技術的なことで困ったことや悩んだ案件はありましたか？

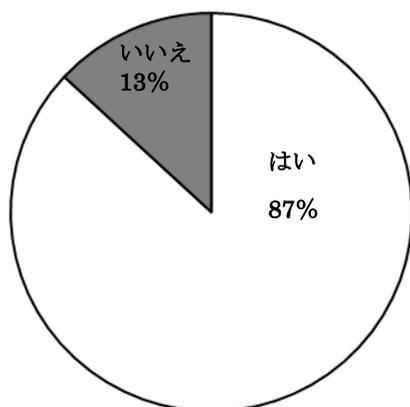


土壤汚染に関することで悩んだことがあるが67%、悩んだことがないが33%であった。最も多かったのは自然由来に関してその判断や扱いについてが約半数であった。次に多かったのは法対象外に関する調査や対策であり、その他に汚染源不明の場合の調査手法や、自主調査に関する取り扱い、原位置浄化の手法などが挙げられた。



悩んだ案件の内訳

Q3 平成 15 年 12 月 8 日付けの土壤環境課長の通知（別添参照）で「法に基づかない調査であっても、法施行規則の土壤汚染状況調査に準じて行うことが望ましいこと」という内容をご存じですか？

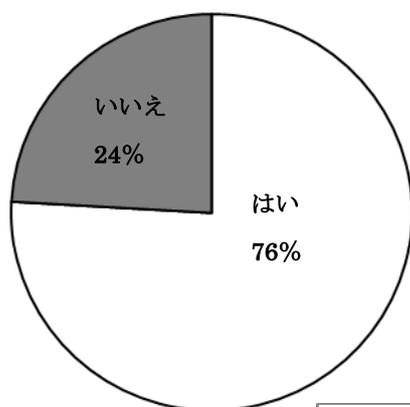


課長通知について知っていると答えたのは 87%、知らないが 13%であった。

課長通知の「法に基づかない…」という内容は通知の最後に追記 2 として記載されている内容で、これに基づき土対法対象外地域にも土対法が適用されるようになったと考えられる。

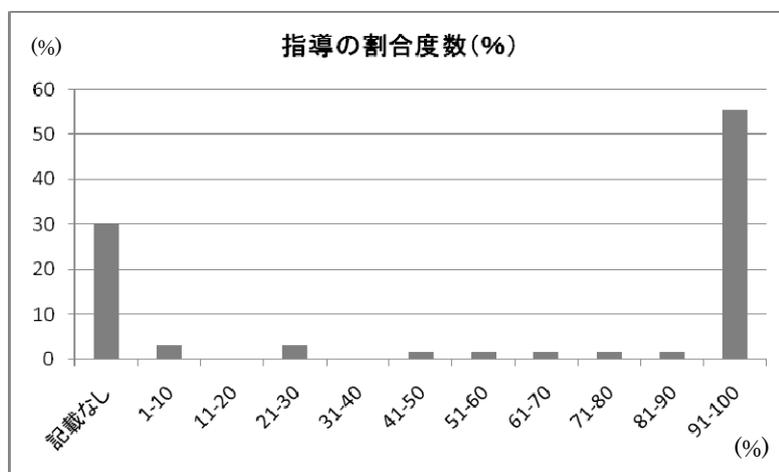
Q4 土対法対象地域外の地域の調査であっても土対法施行規則に準じた調査を指導したことがありますか？

また、あった場合は調査件数のなかで、どの程度ありましたか？

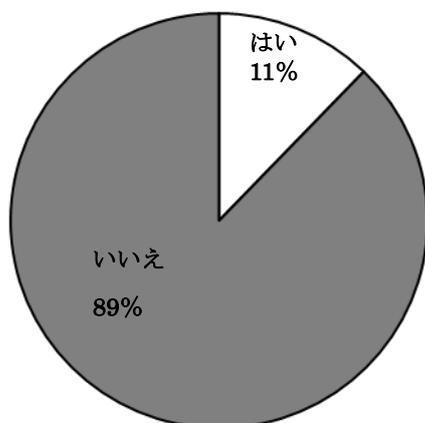


土対法の対象ではない地域において土対法施行規則に準じた指導をしたことがあるが 76%、ないが 24%であった。

また、指導件数についてその割合を棒グラフに表すと、あると答えた多くが 100% 土対法に沿った指導していることがわかった。



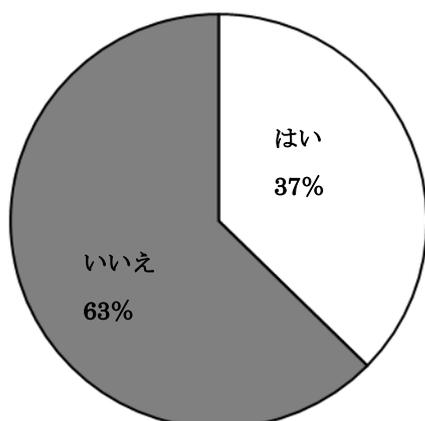
Q5 逆に、土対法対象地域外の地域の調査において土対法施行規則に準じない指導をしたことがありますか？



土対法の対象でない地域において土対法施行規則に準じない指導をしたことがあるのは 11%、ないが 89%であった。

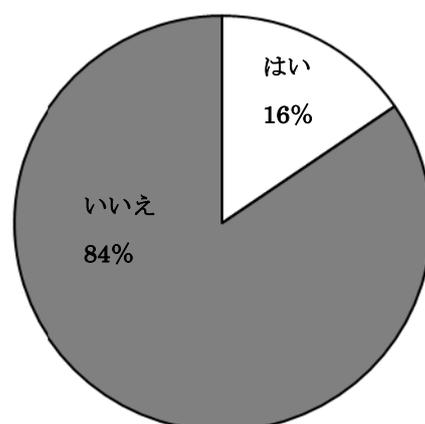
Q4 と Q5 の設問において法対象地域外で土対法施行規則を指導せず、施行規則に準じない独自の指導をしたのが全体の 2.5%であった。

Q6 当法人をご存じですか？



当法人を知っていたのは 37%、知らなかったのは 63%であった。

Q7 当法人が認証している単元調査法による調査法を取得した地質汚染診断士という資格をご存じですか？



地質汚染診断士を知っていたのは 16%で、知らなかったとこたえたのが 84%であった。

Q6 と Q7 から、当法人を知っている人でも半数しか地質汚染診断士を知らないということが分かる。

5. 終わりに

今回アンケートにご協力していただいた方々に厚く御礼申し上げます。行政担当者が抱える悩みについて把握することができました。また、第18回地質汚染調査浄化シンポジウム「美しい国土の修復を目指して」—改正土壤汚染対策法の3000m²と旧土対法の課長通知の意味—も盛況のうちに終えることができました。

今後も科学的中立の立場から市民の目線で美しい国土の修復を目指して参りたいと思っております。